

7.5 リスク評価書

リスク評価書

組織名: _____

1. 対象ため池

名称	
----	--

2. 判定表による評価

豪雨	<input type="checkbox"/> 緊急整備の優先度が高い	地震	<input type="checkbox"/> 緊急整備の優先度が高い
	<input type="checkbox"/> 早急な整備が望まれる		<input type="checkbox"/> 早急な整備が望まれる
	<input type="checkbox"/> 整備の緊急性は低い		<input type="checkbox"/> 整備の緊急性は低い

3. 現地調査による整備の優先度

堤体の損傷や付帯施設の劣化状況等を現地にて確認し、整備の優先度を記入する。

--

4. 簡易氾濫解析による評価

実施した場合は解析結果(浸水範囲)の図を添付すること。

5. その他 地域で留意すべき事項

--

6. 危険箇所及び対策

6.1 ため池及び付帯施設

施設名	危険箇所	危険理由	対策
堤体			
洪水吐			
取水施設			
水路			
その他			

6.2 下流

施設名	危険箇所	危険理由	対策
人家			
道路			
農地			
公共施設			
その他			

6.3 リスクを踏まえた総合的な対策

--

7.6 ため池の多面的機能チェックシート

ため池の多面的機能チェックシート

○ 評価結果の欄には、評価方法にある「○、△、×、－」のいずれかを記入する。

○ 重要性の欄には、評価結果より向上させていく項目には「◎」、維持していく項目には「○」を記入する。

大分類	小分類	項番	チェック項目	評価方法	評価結果	重要性	
利水	a 水産	1	魚類（□□種）の放流	【放流活動実施の有無】 ○：継続的に放流を実施（複数年）し、モニタリング調査を実施している。 △：試験的又は隔年等に放流を実施している。 －：実施していない。			
		2	□□の養殖による漁獲量	【漁獲量（t）】 ○：漁獲量が過去□年間の平均と比較して同等以上。 △：漁獲量が過去□年間の平均と比較して□□%以上同等未満。 ×：漁獲量が過去□年間の平均と比較して□□%未満。 －：内水面漁業を実施していない。			
		3	□□の栽培による生産量 注）案1～2の中から評価する上でもっとも適切と考えられるものを選択し、評価結果を記入すること。	【生産量（t）】（案1） ○：生産量が過去□年間の平均と比較して同等以上。 △：生産量が過去□年間の平均と比較して□□%以上同等未満。 ×：生産量が過去□年間の平均と比較して□□%未満。 －：内水面利用を実施していない。 【ため池内の農業生産場所として活用】（案2） ○：毎年ため池内を農業生産場所として活用。 △：隔年～数年に一回ため池内を農業生産場所として活用。 －：ため池内を農業生産場所として活用しない。			
		4	池干し時にため池の栄養分を海へ送るための放流を実施	【放流の実施の有無】 ○：同一水系の複数のため池と調整をした上で継続的に放流を実施している。 △：試験的又は隔年等に放流を実施している。 －：放流を実施していない。			
		b 発電	5	発電機能	【活動の実施の有無】 ○：水面又は流水を利用した発電を行っている。（流水：小水力） △：水面又は流水を利用した発電を行う予定。 －：発電機能を有していない。		
自然環境保全	b 水質保全	6	草刈・清掃活動（クリーンアップ活動） （後掲12①、19、31）	【活動の実施の有無】 ○：継続的に清掃活動（草刈の場合は年に複数回）を実施。 △：試験的又は隔年で清掃活動（草刈の場合は年に1回以下）を実施。 ×：清掃活動を実施していない。			
		7	池干しの実施 （後掲9）	【池干しの実施の有無】 ○：生態系調査やコミュニティの形成を図る活動と併せて池干しを実施。 △：池干しを実施。 －：池干しを実施していない。			
		8	浄化機能を持つ施設等の整備（潜堤の設置、浄化施設の設置、ヨシ等の植栽など）	【施設の設置の有無】 ○：水質保全施設を設置し、水質のモニタリングを実施している。 △：水質保全施設を設置しているが、水質のモニタリングは実施していない。 ×：水質保全施設を設置していない。（必要であると想定される場合） －：水質保全施設の設置が必要ない。 【水質（ppm等）】 ○：調査対象項目としている水質項目が基準値内となっている。 △：調査対象項目としている水質項目が基準値内となっていない。 ×：水質を調査していない。（必要であると想定される場合又は必要性が分からない場合） －：水質調査が必要ない。			
		c 生態系保全	9	池干しの実施 （再掲7）	項番7と同じ。		
	10		市町村等による保全区域、自然公園などへの指定 （後掲18）	【地域指定の有無】 ○：保全区域、自然公園等へ指定している。 △：保全区域、自然公園等へ指定する予定がある又は現在検討している。 ×：保全区域、自然公園等について検討していない。 －：保全区域、自然公園等に指定しないとこととしている。			
	11		生態系保全施設の設置（ワンド、魚道、魚巢、置き石、観測ポイント、緩傾斜地の設置等）	【施設の設置の有無】 ○：生態系保全施設を設置し、生態系調査を実施している。 △：生態系保全施設を設置しているが、生態系調査は実施していない。 ×：生態系保全施設を設置していない。（必要であると想定される場合又は必要性が分からない場合） －：生態系保全施設の設置が必要ない。			

大分類	小分類	項番	チェック項目	評価方法	評価結果	重要性
自然環境保全	c 生態系保全	12	生態系保全活動の実施 ①草刈・清掃活動（クリーンアップ活動） （再掲6、後掲19、31）	項番6と同じ。		
			②外来種の駆除	【活動の実施の有無】 ○：継続的に駆除活動を実施している。 △：試験的又は隔年で駆除活動を実施している。 ×：駆除活動を実施していない。 －：駆除活動を実施する必要がない。		
			③動植物の保護のためのモニタリング調査	【動植物の出現種数の増減（種）】 ○：出現種数が過去□年間の平均と比較して同等以上。 △：出現種数が過去□年間の平均と比較して□□%以上同等未満。 ×：出現種数が過去□年間の平均と比較して□□%未満。 －：調査を実施していない。 【希少種等、調査対象とする動植物の生息の有無】 ○：昨年度から継続して生息が確認できた。 △：昨年度は生息が確認できたが当該年度は確認できなかった。 ×：過去生息が確認できたが、2年以上連続して生息が確認できなかった。 －：特定の動植物の調査を実施していない。		
			④在来動植物（貴重種含む）の保全活動	【活動の実施の有無】 ○：保全活動を実施している。 △：試験的又は隔年で保全活動を実施している。 ×：保全活動を実施していない。 －：保全活動を実施する必要がない。		
		13	景観資産（池と水源かん養林景観等）	【景観資産登録の有無】 ○：景観資産へ指定している。 △：景観資産へ指定する予定がある又は現在検討している。 ×：景観資産について検討していない。 －：景観資産に指定しないとこととしている。		
防災	d 洪水調整機能	14	①非かんがい期の管理水位の低下 ②洪水吐の切り下げの実施 ③緊急放流施設の設置	【洪水調整容量（m ³ ）又は水位低下（m）】 ※期間限定も可 ○：ため池の洪水調節容量□, □□□m ³ 確保。（貯水位を□m低下） △：ため池の洪水調節容量□, □□□m ³ 確保。（貯水位を□m低下） ×：ため池の洪水調節容量が確保できていない。（必要であると想定される場合） －：ため池の洪水調節容量を確保する必要がない。		
			15	洪水予想時の事前放流の実施	【事前放流実施体制の有無】 ○：事前放流が実施できる体制が整備されている。 ×：事前放流が実施できる体制が整備されていない。（必要であると想定される場合） －：事前放流の実施が必要ない。	
	e 防火用水	16	緊急時に防火用水として利用	【防火用水利用体制の有無】 ○：防火用水利用ができる体制が整備されている。 ×：防火用水利用ができる体制が整備されていない。（必要であると想定される場合） －：防火用水利用が必要ない。		
			17	ため池を利用した防災訓練の実施	【防災訓練実施の有無】 ○：ハザードマップを利用し継続的にため池を利用した防災訓練を実施している。 △：試験的又は隔年等でため池を利用した防災訓練を実施している。 ×：ため池を利用した防災訓練を実施していない。（必要であると想定される場合） －：ため池を利用した防災訓練の実施が必要ない。	
	親水	f 景観形成	18	市町村等による保全区域、自然公園などへの指定 （再掲10）	項番10と同じ。	
19			草刈・清掃活動（クリーンアップ活動） （再掲6、12①、後掲31）	項番6と同じ。		

大分類	小分類	項番	チェック項目	評価方法	評価結果	重要性
親水	f 景観形成	20	周辺環境に合わせた整備（公園、ワンド、散策道等の設置） 注）案1～3の中から評価する上で最も適切と考えられるものを選択し、評価結果を記入すること。	【施設の活用度】（案1） ○：景観形成施設を設置し、活用人数が目標としている年間□□人以上（又はレクリエーション等に施設を活用）。 △：景観形成施設を設置し、活用人数が目標の5割以上。 ×：景観形成施設を設置しているが、活用人数が目標の5割未満又は活用実態は把握していない。 －：景観形成施設を設置していない。		
				【施設の活用度】（案2） ○：景観形成施設を設置し、活用人数が過去□年間の平均と比較して同等以上。 △：景観形成施設を設置し、活用人数が過去□年間の平均と比較して□□%以上同等未満。 ×：景観形成施設を設置し、活用人数が過去□年間の平均と比較して□□%未満又は活用実態を把握していない。 －：景観形成施設を設置していない。		
				【施設の活用度】（案3） ○：景観形成施設を設置し、活用人数が□□人以上。 △：景観形成施設を設置し、活用人数が□□人以上□□人未満。 ×：景観形成施設を設置し、活用人数が□□人未満又は活用実態を把握していない。 －：景観形成施設を設置していない。		
	g 文化伝承	23	ため池に関連するお祭りや伝統行事の実施 注）案1～3の中から評価する上で最も適切と考えられるものを選択し、評価結果を記入すること。	【活動回数（又は参加人数）】（案1） ○：ため池に関連する行事への参加人数が目標値（□□人/年（回））以上。 △：ため池に関連する行事への参加人数が目標値の5割（□□人/年（回））以上。 ×：ため池に関連する行事への参加人数が目標値の5割（□□人/年（回））未満又は把握していない。 －：ため池に関連する行事を実施していない。		
				【活動回数（又は参加人数）】（案2） ○：ため池に関連する行事への参加人数が過去□年間の平均と比較して同等以上。 △：ため池に関連する行事への参加人数が過去□年間の平均と比較して□□%以上同等未満。 ×：ため池に関連する行事への参加人数が過去□年間の平均と比較して□□%未満又は把握していない。 －：ため池に関連する行事を実施していない。		
	親水	22	築造にまつわる言い伝え等の継承	【活動回数（又は参加人数）】 ○：ため池にまつわる言い伝え等を継承するための講演等を目録値の年に□回（□□人/年に対して）以上実施。又はため池にまつわる言い伝え等を継承するための展示等を常時実施。（□□人/年来館） △：ため池にまつわる言い伝え等を継承するための展示等を目録値の5割以上で実施。（□日/年、□□人/年） ×：ため池にまつわる言い伝え等を継承するための取り組みを実施していない。 －：ため池にまつわる言い伝え等がない。		
【景観形成の状況】 ○：豊かな自然景観や水辺景観を魅力ある景観や歴史的、文化的な雰囲気を出し出す景観があり、景観形成活動を実施している。 ×：景観形成活動を実施していない。 －：景観形成活動を実施する必要がない。						

大分類	小分類	項番	チェック項目	評価方法	評価結果	重要性
親水	h 親水空間	24	親水空間の整備（公園、ワンド、散策道等の設置） 注）案1～3の中から評価する上で最も適切と考えられるものを選択し、評価結果を記入すること。	<p>【施設の活用度】（案1）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○：親水施設を設置し、活用人数が目標値の年間□□人以上（かつ、レクリエーション等に施設を活用）している。 △：親水施設を設置し、活用人数が目標値の5割以上。 ×：親水施設を設置しているが、活用人数が目標値の5割未満又は活用実態を把握していない。 －：親水施設の設置がない。 		
				<p>【施設の活用度】（案2）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○：親水施設を設置し、活用人数が過去□年間の平均と比較して同等以上。 △：親水施設を設置し、活用人数が過去□年間の平均と比較して□□%以上同等未満。 ×：親水施設を設置しているが、活用人数が過去□年間の平均と比較して□□%未満又は活用実態を把握していない。 －：親水施設の設置がない。 		
				<p>【施設の活用度】（案3）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○：親水施設を設置し、活用人数が□□人以上。 △：親水施設を設置し、活用人数が□□人以上□□人未満。 ×：親水施設を設置しているが、活用人数が□□人未満又は活用実態を把握していない。 －：親水施設の設置がない。 		
	i レクリエーション	25	レクリエーション施設の設置（釣り堀、ボート、散策道等） 注）案1～3の中から評価する上で最も適切と考えられるものを選択し、評価結果を記入すること。	<p>【施設の活用度】（案1）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○：レクリエーション施設を設置し、活用人数が目標値の年間□□人以上。 △：レクリエーション施設を設置し、活用人数が目標値の5割以上。 ×：レクリエーション施設を設置しているが、活用人数が目標値の5割未満又は活用実態を把握していない。 －：レクリエーション施設の設置がない。 		
				<p>【施設の活用度】（案2）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○：レクリエーション施設を設置し、活用人数が過去□年間の平均と比較して同等以上。 △：レクリエーション施設を設置し、活用人数が過去□年間の平均と比較して□□%以上同等未満。 ×：レクリエーション施設を設置しているが、活用人数が過去□年間の平均と比較して□□%未満又は活用実態を把握していない。 －：レクリエーション施設の設置がない。 		
				<p>【施設の活用度】（案3）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○：レクリエーション施設を設置し、活用人数が□□人以上。 △：レクリエーション施設を設置し、活用人数が□□人以上□□人未満。 ×：レクリエーション施設を設置しているが、活用人数が□□人未満又は活用実態を把握していない。 －：レクリエーション施設の設置がない。 		
i レクリエーション	26	レクリエーション活動の実施 注）【活動回数（又は参加人数）】については、案1～3の中から評価する上で最も適切と考えられるものを選択し、評価結果を記入すること。	<p>【活動回数（又は参加人数）】（案1）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○：レクリエーション活動を毎年実施し、参加人数が目標値の（□□人/年（回））以上。 △：レクリエーション活動を隔年等で実施し、参加人数が目標値の5割以上。 ×：レクリエーション活動を隔年等で実施しているが、参加人数が目標値の5割未満又は参加人数は把握していない。 －：レクリエーション活動を実施していない。 			
			<p>【活動回数（又は参加人数）】（案2）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○：レクリエーション活動を毎年実施し、参加人数が過去□年間の平均と比較して同等以上。 △：レクリエーション活動を隔年等で実施し、参加人数が過去□年間の平均と比較して□□%以上同等未満。 ×：レクリエーション活動を隔年等で実施しているが、参加人数が過去□年間の平均と比較して□□%未満又は参加人数は把握していない。 －：レクリエーション活動を実施していない。 			
			<p>【活動回数（又は参加人数）】（案3）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○：レクリエーション活動を毎年実施し、参加人数が□□人/年（回）以上。 △：レクリエーション活動を隔年等で実施し、参加人数が□□人/年（回）以上□□人/年（回）未満。 ×：レクリエーション活動を隔年等で実施しているが、参加人数が□□人/年（回）未満又は参加人数は把握していない。 －：レクリエーション活動を実施していない。 			
				<p>【連携度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○：地域の活動組織と連携してレクリエーション活動を実施 △：実施に必要な不可欠な組織（所有、管理等責任組織）のみでレクリエーション活動を実施 －：レクリエーション活動を実施していない。 		

大分類	小分類	項番	チェック項目	評価方法	評価結果	重要性
親水	j コミュニティ形成	27	ため池に関連するお祭りや伝統行事の実施 注)【活動回数(又は参加人数)】については、案1～3の中から評価する上で最も適切と考えられるものを選択し、評価結果を記入すること。	<p>【活動回数(又は参加人数)】(案1)</p> <p>○ : 伝統行事等を毎年実施し、参加人数が目標値の(□□人/年(回))以上。</p> <p>△ : 伝統行事等を隔年等で実施し、参加人数が目標値の5割以上。</p> <p>× : 伝統行事等を隔年等で実施しているが、参加人数が目標値の5割未満又は参加人数は把握していない。</p> <p>— : 伝統行事等がない。</p>		
				<p>【活動回数(又は参加人数)】(案2)</p> <p>○ : 伝統行事等を毎年実施し、参加人数が過去□年間の平均と比較して同等以上。</p> <p>△ : 伝統行事等を隔年等で実施し、参加人数が過去□年間の平均と比較して□□%以上同等未満。</p> <p>× : 伝統行事等を隔年等で実施しているが、参加人数が過去□年間の平均と比較して□□%未満又は参加人数は把握していない。</p> <p>— : 伝統行事等がない。</p>		
				<p>【活動回数(又は参加人数)】(案3)</p> <p>○ : 伝統行事等を毎年実施し、参加人数が□□人/年(回)以上。</p> <p>△ : 伝統行事等を隔年等で実施し、参加人数が□□人/年(回)以上□□人/年(回)未満。</p> <p>× : 伝統行事等を隔年等で実施しているが、参加人数が□□人/年(回)未満又は参加人数は把握していない。</p> <p>— : 伝統行事等がない。</p>		
		<p>【連携度】</p> <p>○ : 地域の活動組織と連携して伝統行事等を実施。</p> <p>△ : 実施に必要な組織(所有、管理等責任組織)のみで伝統行事等を実施。</p> <p>— : 伝統行事等がない。</p>				
	28	地域住民が憩いの場として活用するための施設整備(散策道、ベンチパーゴラ等の設置) 注)案1～3の中から評価する上で最も適切と考えられるものを選択し、評価結果を記入すること。	<p>【施設の活用度】(案1)</p> <p>○ : コミュニティの形成に資する施設を設置し、活用人数が目標値の年間□□人以上(かつ、レクリエーション等に施設を活用)。</p> <p>△ : コミュニティの形成に資する施設を設置し、活用人数が目標値の5割以上。</p> <p>× : コミュニティの形成に資する施設を設置しているが、活用人数が目標値の5割未満又は活用実態は把握していない。</p> <p>— : コミュニティの形成に資する施設がない。</p>			
			<p>【施設の活用度】(案2)</p> <p>○ : コミュニティの形成に資する施設を設置し、活用人数が過去□年間の平均と比較して同等以上。</p> <p>△ : コミュニティの形成に資する施設を設置し、活用人数が過去□年間の平均と比較して□□%以上同等未満。</p> <p>× : コミュニティの形成に資する施設を設置しているが、活用人数が過去□年間の平均と比較して□□%未満又は活用実態は把握していない。</p> <p>— : コミュニティの形成に資する施設がない。</p>			
<p>【施設の活用度】(案3)</p> <p>○ : コミュニティの形成に資する施設を設置し、活用人数が□□人以上。</p> <p>△ : コミュニティの形成に資する施設を設置し、活用人数が□□人以上□□人未満。</p> <p>× : コミュニティの形成に資する施設を設置しているが、活用人数が□□人未満又は活用実態は把握していない。</p> <p>— : コミュニティの形成に資する施設がない。</p>						
j コミュニティ形成	29	地域住民も参加した管理活動の実施 注)案1～3の中から評価する上で最も適切と考えられるものを選択し、評価結果を記入すること。	<p>【活動回数(又は参加人数)】(案1)</p> <p>○ : 管理活動を毎年実施し、参加人数が目標値の(□□人/年(回))以上。</p> <p>△ : 管理活動を隔年等で実施し、参加人数が目標値の5割以上。</p> <p>× : 管理活動を隔年等で実施しているが、参加人数が目標値の5割未満又は参加人数は把握していない。</p> <p>— : 管理活動を実施していない。</p>			
			<p>【活動回数(又は参加人数)】(案2)</p> <p>○ : 管理活動を毎年実施し、参加人数が目標値の過去□年間の平均と比較して同等以上。</p> <p>△ : 管理活動を隔年等で実施し、参加人数が過去□年間の平均と比較して□□%以上同等未満。</p> <p>× : 管理活動を隔年等で実施しているが、参加人数が過去□年間の平均と比較して□□%未満又は参加人数は把握していない。</p> <p>— : 管理活動を実施していない。</p>			
			<p>【活動回数(又は参加人数)】(案3)</p> <p>○ : 管理活動を毎年実施し、参加人数が□□人/年(回)以上。</p> <p>△ : 管理活動を隔年等で実施し、参加人数が□□人/年(回)以上□□人/年(回)未満。</p> <p>× : 管理活動を隔年等で実施しているが、参加人数が□□人/年(回)未満又は参加人数は把握していない。</p> <p>— : 管理活動を実施していない。</p>			

大分類	小分類	項番	チェック項目	評価方法	評価結果	重要性
親水	j コミュニティ形成	30	交通アクセス	【利便性】 ○：ため池に舗装された道路が接続又は隣接している。 △：ため池に入るための道路が接続されているが、舗装されていない。 －：ため池に入るための道路がない。		
		31	草刈・清掃活動（クリーンアップ活動） （再掲6、12①、19）	項番6と同じ。		
		32	ハザードマップ作成に係るワークショップの実施	【活動回数（又は参加人数）】 ○：ハザードマップ作成済みであり、ワークショップ及び緊急連絡網・避難経路作成等の実施。 △：ハザードマップ作成予定である。 －：ハザードマップ作成の予定がない。		
	k 学習教育	33	①学校教育への利用 ②自然学習活動の実施	【活動回数（又は参加人数）】 ○：ため池に関連する講義等を目標値の年に□□回（□□人／年に対して）以上実施。 △：ため池に関連する講義等を年に目標値の5割の□□回（□□人／年に対して）以上実施。 ×：ため池に関連する講義等を年に目標値の5割の□□回（□□人／年に対して）未満の実施。 －：ため池に関連する講義等を実施していない。		
		34	博物館等と連携した生涯学習の実施	【活動回数（又は参加人数）】 ○：ため池にまつわる言い伝え等を継承するための講演等を目標値の年に□□回（□□人／年に対して）実施。又はため池にまつわる言い伝え等を継承するための展示等を常時実施。（□□人／年来館） △：ため池にまつわる言い伝え等を継承するための展示等を目標値の5割以上実施。 ×：ため池にまつわる言い伝え等を継承するための展示等を目標値の5割未満。 －：ため池にまつわる言い伝え等を継承するための取り組みを実施していない。		
	その他	その他	35	太陽光パネル等の実施	【活動の実施の有無】 ○：太陽光パネル設置等の実施。 △：太陽光パネル設置等の予定である。 －：太陽光パネル等設置の予定がない。	

【ため池の多面的機能項目一覧】

番号	多面的機能の項目
a	水産
b	水質保全
c	生態系保全
d	洪水調整機能
e	防火用水
f	景観形成
g	文化伝承
h	親水空間
i	レクリエーション
j	コミュニティ形成
k	学習教育
l	その他

※水産とは、ハス、じゅんさい等の水草栽培や養魚など内水面漁業等の産業利用をいう。

※洪水調整機能とは機能を賦与したものに限る。

7.7 地域資源評価書

地域資源評価書

組織名： _____

1. 対象ため池

名称	
----	--

2. 確認された多面的機能のうち、維持していく機能

<input type="checkbox"/> 水産	<input type="checkbox"/> 発電	<input type="checkbox"/> 水質保全	<input type="checkbox"/> 生態系保全
<input type="checkbox"/> 洪水調整機能	<input type="checkbox"/> 防火用水	<input type="checkbox"/> 景観形成	<input type="checkbox"/> 文化伝承
<input type="checkbox"/> 親水空間	<input type="checkbox"/> レクリエーション	<input type="checkbox"/> コミュニティ形成	<input type="checkbox"/> 学習教育
<input type="checkbox"/> その他			
<input type="checkbox"/> 自由記載 ()			

3. 今後、向上又は新たに発揮させていく多面的機能

<input type="checkbox"/> 水産	<input type="checkbox"/> 発電	<input type="checkbox"/> 水質保全	<input type="checkbox"/> 生態系保全
<input type="checkbox"/> 洪水調整機能	<input type="checkbox"/> 防火用水	<input type="checkbox"/> 景観形成	<input type="checkbox"/> 文化伝承
<input type="checkbox"/> 親水空間	<input type="checkbox"/> レクリエーション	<input type="checkbox"/> コミュニティ形成	<input type="checkbox"/> 学習教育
<input type="checkbox"/> その他			
<input type="checkbox"/> 自由記載 ()			

4. 2、3で評価した多面的機能を維持・向上するために実施する活動

7.8 保安全管理計画書

保安全管理計画書

名称		代表者 氏名	
所在地			

1. 保安全管理計画期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

2. 保安全管理を行うため池

①	名称	所在地	
②	名称	所在地	

3. 保安全管理活動の計画

活動項目	活動内容(注1)	実施時期(注1)
①点検(注2)	★満水時の堤体の孕み出しや漏水などを確認する。	毎年 回(月、月、月)
	★巻上げ機、ゲート、斜樋の蓋等を確認する。	毎年 回(月、月、月)
	□ため池上流の山林の状況を確認する。	毎年 月
	□ため池の落水による洪水吐や斜樋、底樋等の点検を実施する。	毎年 月
	□その他()	
②管理(注2)	★堤体の草刈りを実施する。	毎年 回(月、月、月)
	★巻上げ機、ゲート、斜樋への潤滑油の注油や掃除等を実施する。	毎年 回(月、月、月)
	★承水路の清掃を実施する。	毎年 月
	★洪水吐の清掃を実施する。	毎年 月
	□その他()	
③多面的機能の発揮(注3)	□ため池周辺への植栽を実施する。	毎年 月
	□魚類(種)の放流を実施する。	毎年 月
	□ の養殖を実施する。	
	□ の栽培を実施する。	
	□池干し時にため池の栄養分を海に送るための放流を実施する。	毎年 回(月、月、月)
	□ため池を利用した発電を実施する。	
	□自然公園などへの指定に向けた活動を実施する。	毎年 月
	□外来生物の駆除を実施する。	毎年 月
	□動植物保護のためのモニタリング調査を実施する。	毎年 回(月、月、月)
	□在来動植物(貴重種含む)の保全活動を実施する。	毎年 回(月、月、月)
	□築造にまつわる言い伝え等を継承する活動を実施する。	毎年 月
	□ため池を学校教育へ利用する。	毎年 月
	□自然学習活動を実施する。	毎年 月
□博物館と連携して生涯学習を実施する。	毎年 月	
□その他()		
□その他()		
④防災活動(注3)	□防災訓練を実施する。	毎年 回(月、月、月)
	□非かんがい期の貯水位を m低下させる。	毎年 月 ~ 月
	□ため池の洪水調整容量を m3確保する。	毎年 月 ~ 月
	□洪水予想時の事前放流を実施する。	
	□防火用水として利用可能な体制を整備する。	
	□ハザードマップを活用したワークショップを実施する。	毎年 回(月、月、月)
	□地域住民に対してため池の危険箇所を周知する。	毎年 回(月、月、月)
	□その他()	
□その他()		

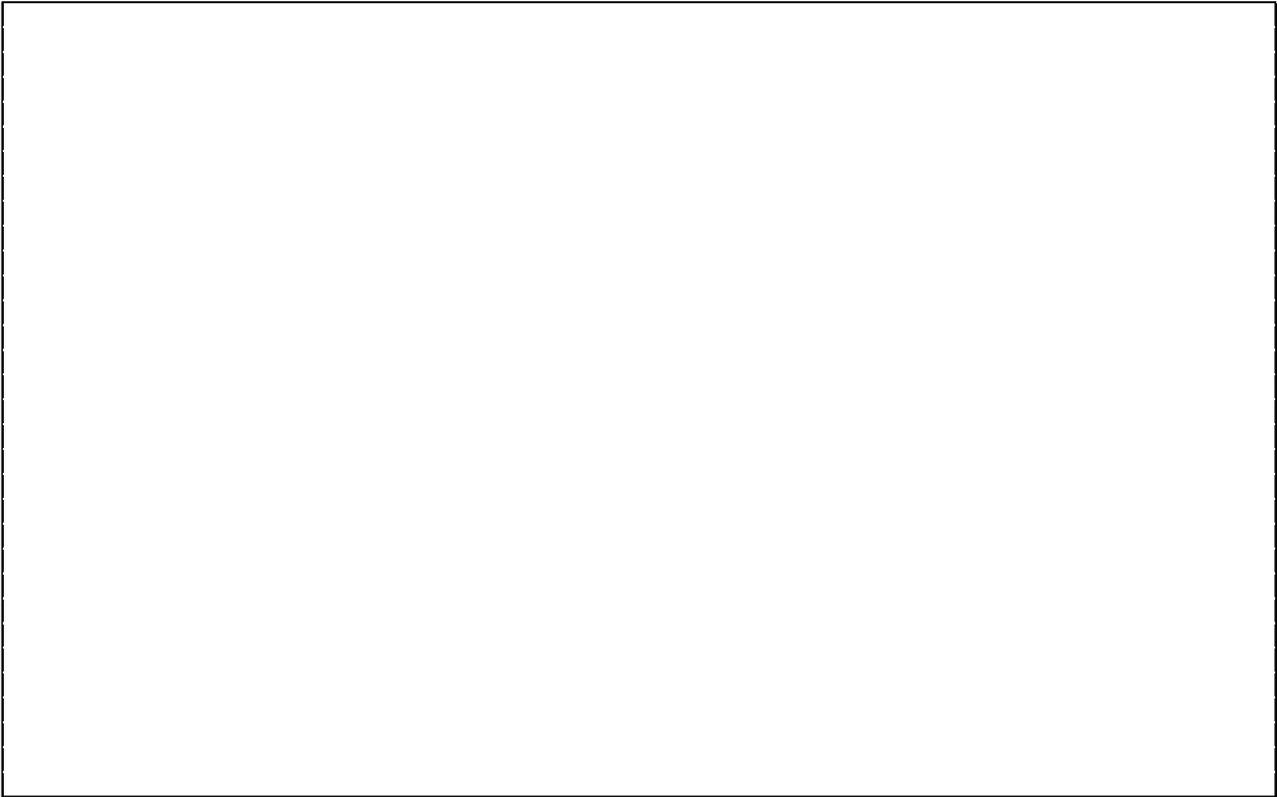
(注1) 保安全管理を行うため池で、実施する保安全管理活動について「活動内容」欄の□にチェックを入れるか、塗りつぶすこと。また、「実施時期」欄に実施時期を記入する。

(注2) ★の活動内容については、活動を実施する対象施設がない等の理由がない限り、必ず実施すること。

(注3) この活動項目においては、必ず1項目は「活動内容」欄の□にチェックを入れるか、塗りつぶすこと。また、「実施時期」欄に実施時期を記入すること。

(別紙)
〇〇ため池図面

組織名 : _____



7.9 ○○保全管理組織規約（案）

○○保全管理組織規約（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 この保全管理組織は、○○保全管理組織（以下「保全管理組織」という。）という。

（事務所）

第2条 保全管理組織は、主たる事務所を○○に置く。

（目的）

第3条 保全管理組織は、第4条の構成員による保全管理活動を通じ、農業生産のみならず、豪雨時の洪水調節、憩いの場や多様な生物の生息地としてなど、多面的な機能を有する○○ため池及び○○ため池に附帯する施設（以下「ため池等」という。）を適切に保全管理することを目的とする。

第2章 構成員等

（構成員）

第4条 「保全管理組織の構成員」は別紙1、「避難場所及び情報連絡体制」は別紙2のとおりとする。

（備考）

保全管理組織の構成に当たっては、地域の実情を踏まえ、関係者が十分協議する。

第3章 役員等

（役員の定数及び選任）

第5条 保全管理組織に、代表1名、副代表○名、書記○名、会計○名、監査役○名を置くこととする。代表等役員は別紙のとおりとする

- 2 代表、副代表及び監査役は総会において構成員の互選により選任するものとし、書記及び会計は、代表が指名するものとする。
- 3 代表は、この○○を代表し、○○の業務を統括する。
- 4 副代表は、代表を補佐し、代表が欠けたときは、代表を代行する。
- 5 書記は、○○の活動の事務等を行う。
- 6 会計は、責任者として事業の会計を行う。
- 7 監査役は、責任者として会計の監査を行う。

(役員任期)

第6条 役員任期は、原則〇年とする。

- 2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員再選を妨げることはしない。

第4章 総会

(総会開催)

第7条 通常総会は、毎年度1回以上開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - 一 構成員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
 - 二 監査役が不正な事実を発見し、報告するために招集したとき。
 - 三 その他代表が必要と認めたとき。
- 3 前項第一号の規定により請求があったときは、代表は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。
- 4 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって構成員に通知しなければならない。

(総会権能)

第8条 総会はこの規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- 一 保全管理計画の設定又は変更、収支決算及び実施に関すること。
- 二 保全管理組織規約の制定及び改廃に関すること。
- 三 その他保全管理組織の運営に関する重要な事項。

(総会議決方法等)

第9条 総会は、構成員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、出席は委任状をもって代えることができる。

- 2 総会においては、第7条第4項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
- 3 総会の議事は、第10条に規定するものを除き、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、構成員として総会の議決に加わることができない。
- 5 総会により決定した事項については、決定事項を記載した書面を作成するとともに、その写しを構成員全員に配布するものとする。

(特別議決事項)

第 10 条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の 3 分の 2 以上の多数による議決を必要とする。

- 一 保全管理組織規約の変更
- 二 保全管理組織の解散
- 三 構成員の除名
- 四 役員解任

第 5 章 事務、会計及び監査

(書類及び帳簿の備付け)

第 11 条 保全管理組織は、第 2 条の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- 一 保全管理組織規約
- 二 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- 三 収入及び支出に関する証拠書類、帳簿及び財産管理台帳
- 四 その他代表が必要と認めた書類

(事業及び会計年度)

第 12 条 保全管理組織の事業及び会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(資金)

第 13 条 保全管理組織の資金は、次の各号に掲げるものとし、その会計に当たっては他の会計と区分して経理する。

- 一 助成金
- 二 寄付金
- 三 その他の収入

(事務経費支弁の方法等)

第 14 条 保全管理組織の事務に要する経費は、第 12 条の資金をもって充てる。

(保全管理計画の作成)

第 15 条 保全管理計画は、会計区分ごとに作成し、総会の議決を得てこれを定める。

(資金の支出)

第 16 条 資金の支出者は、代表とする。

(資金の流用)

第 17 条 資金は、定められた目的以外に使用し、又は流用してはならない。

(金銭出納の明確化)

第 18 条 出納の事務を行う者は、金銭の出納及び保管を厳正かつ確実に行之、日々の出納を記録し、常に金銭の残高を明確にしなければならない。

(金銭の収納)

第 19 条 金銭を収納したときは、領収証を発行しなければならない。

2 金融機関への振込の方法により入金する場合は、入金先の要求がある場合のほか、領収証を発行しないものとする。

(領収証の徴収)

第 20 条 金銭の支払については、最終受取人の領収証を徴収しなければならない。ただし、領収証の徴収が困難な場合には、レシート等をもってこれに代えることができる。

2 金融機関への振込の方法により支払を行うときは、取扱金融機関の振込金受取書をもって支払先の領収証に代えることができる。

(物品の管理)

第 21 条 保全管理組織が購入又は借り入れした器具、備品及び資材については、滅失及びき損のないよう、適正に管理するものとする。

(決算及び監査)

第 22 条 保全管理組織の決算については、代表が事業年度終了後、金銭出納簿、事業報告書及び財産管理台帳を、通常総会の開催の日の○日前までに監査役に提出しなければならない。

2 監査役は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して代表に報告するとともに、代表は監査について、毎会計年度終了後○日以内に総会の承認を受けなければならない。

第 6 章 保全管理組織規約の変更

(規約の変更)

第 23 条 この規約を変更したい場合は、市町村長に報告しなければならない。

附 則

1 この規約は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

2 保全管理組織の設立初年度の役員を選任については、第 5 条第 2 項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、平成〇〇年〇月〇日までとする。

3 保全管理組織の設立初年度の保全管理計画の議決については、第 15 条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。

(別紙1)

平成 年 月 日

〇〇保全管理組織構成員一覧

以下3. の構成員は、〇〇保全管理組織へ参加するとともに、保全管理組織の代表、役員を下記1. 2. のとおり定める。

1. 代表

役職名	氏名	住所	備考

2. 役員

役職名	氏名	住所	備考

3. 構成員

(1) 〇〇集落

① 農業者

役職名	氏名	住所	備考

② 農業者以外

役職名	氏名	住所	備考

(2) 〇〇集落

① 農業者

役職名	氏名	住所	備考

② 農業者以外

役職名	氏名	住所	備考

(3) 団体

氏名	住所	団体名

注1: 「農業者」とは、協定に位置付けられているため池の水を利用して耕作又は養畜の業務を営む農業者又は団体。

注2: 団体においては、保全管理組織の構成員となる者は代表者とする。

〇〇保安全管理組織 避難場所等及び情報連絡体制

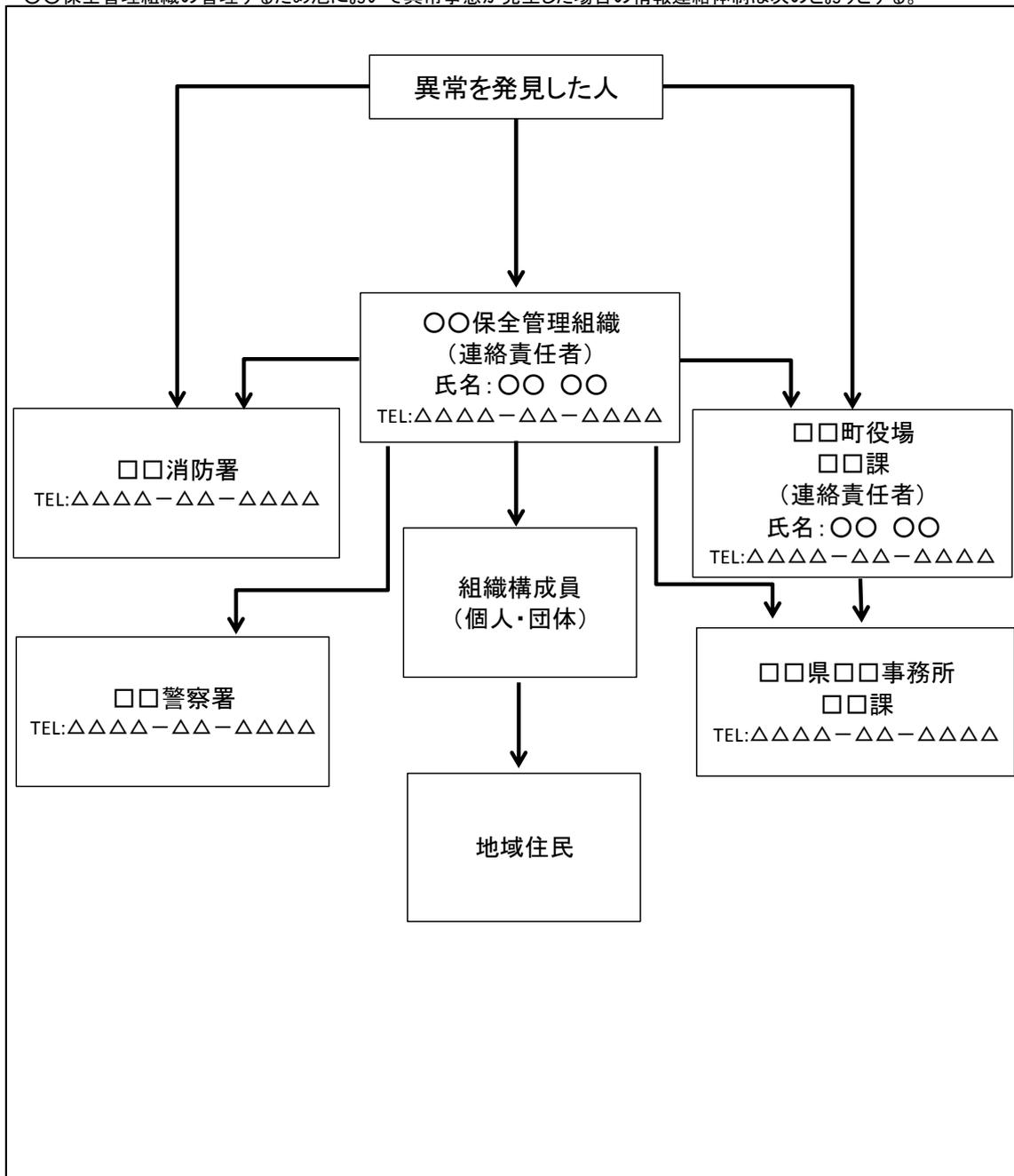
1. 緊急時の避難場所等

〇〇保安全管理組織の管理するため池の緊急時における避難場所及び水防倉庫・水防道具保管場所は次のとおりとする。

No	ため池名称	緊急避難場所		水防倉庫・水防道具の保管場所
		名称		
1		名称		
		電話番号		
2		名称		
		電話番号		

2. 情報連絡体制

〇〇保安全管理組織の管理するため池において異常事態が発生した場合の情報連絡体制は次のとおりとする。



7. 10 ため池の保全管理に関する協定書（案）

ため池の保全管理に関する協定書（案）

〇〇保全管理組織（以下「保全管理組織」という。）と■●町（以下「町」という。）は、下記のとおり協定を締結する。

記

（目的）

第1条

この協定は、農業生産のみならず、豪雨時の洪水調節、憩いの場や多様な生物の生息地としてなど、多面的な機能を有するため池及びため池に附帯する施設（以下「ため池等」という。）を適切に保全管理し、災害が発生した場合における応急対策及び災害復旧等の活動が円滑に実施できるよう、その内容等について定めることを目的とする。

（協定の対象とするため池）

第2条

この協定の対象とするため池は、添付の〇〇保全管理組織が定める〇〇池（ほか）に係る「保全管理計画書」（以下「保全管理計画」という。）に定められたものとする。

（協力の要請）

第3条

保全管理組織は、第7条に掲げる活動を実施する際に必要があると認めるとき、町に対して協力を要請することができる。

（協力の実施）

第4条

町は、第3条の規定により保全管理組織から要請を受けたときは、要請の内容に応じて〇〇県又は〇〇技術者チームへ協力を依頼、若しくは管理組織の代表の要請に基づき第7条に掲げる活動を実施するものとする。

ただし、「保全管理計画」に記載のため池の多面的機能の発揮に資する活動については、要請の有無に限らず、保全管理組織の活動に協力するものとする。